

令和8年4月8日

東京地区海の安全運動推進連絡会議

令和8年度 東京地区海の安全運動実施計画

1 運動方針

東京地区においては、「令和7年度第2回海の安全運動連絡推進会議(令和8年2月24日)において承認された「令和8年度 海の安全運動実施計画」を基本とし、東京地区の実情を踏まえて、次のとおり来年度の運動を展開する。

2 重点活動期間と対象

令和8年度の海の安全運動の重点期間及び対象は表の通りとする。

期 間	対 象
令和8年4月18日から同年5月6日の間(春の事故ゼロキャンペーン)	各種マリンレジャー
令和8年5月11日から同年5月31日の間(霧海難ゼロキャンペーン)	一般船舶
令和8年6月10日から同年6月30日の間(台風海難ゼロキャンペーン)	一般船舶
令和8年7月16日から同年8月31日の間(夏の事故ゼロキャンペーン)※	各種マリンレジャー
令和8年10月1日から同年10月10日の間(秋の事故ゼロキャンペーン)	各種マリンレジャー

※7月16日から7月31日は全国的に展開される「海の事故ゼロキャンペーン」の一環として運動を実施する。

3 実施計画

本運動の実施に当たっては、対象毎に実施事項及び実施期間を設定して、それぞれに以下の通りキャンペーン名称を掲げて、効率的かつ効果的な実施を図ることとする。(別紙参照)

(1) 一般船舶(漁船・遊漁船を含む)

構成員が自主的に活動を推進する機運を醸成し、東京地区の構成員が一致団結して海の安全運動に取り組む環境づくりを推進する。

併せて、東京港における台風・津波等対策委員会の場及びその組織を活用し、参画する海事関係団体に対して海難防止に係る意識の高揚を図るとともに、各キャンペーン期間中において、事故防止対策の遵守励行について、周知活動等を推進する。

①霧海難ゼロキャンペーン

霧による視界制限時における船舶の衝突・乗揚海難を防止するため、霧の発生が多数観測されるシーズン直前にキャンペーンを展開することとし、船舶の運航に関する企業、団体、船舶等の職域等の単位毎又は個人を対象として、指導啓発用資料を参考にする等して、霧海難の防止対策が適時適切に遵守励行されるように、リーフレット等を活用した普及啓発に努める。

【指導啓発用資料】

「霧中海難」(海難分析集No.7 運輸安全委員会)

https://www.mlit.go.jp/jtsb/kai/bunseki/bunsekikohosiryono7_mutyu/mutyuukainan_top.htm

②台風海難ゼロキャンペーン

近年、例を見ないほど発達した台風の襲来によって東京湾内において船舶の走錨事故等が繰り返し発生している。東京港においては台風シーズン前の5月下旬から6月にかけて台風・津波等対策委員会を開催し、避難基準等の対応方針を確認している。本キャンペーンについては、この台風・津波等対策委員会の開催時期に併せて実施することが効果的であるとする認識のもと、船舶の運航に関係する企業、団体、船舶等の職域等の単位毎又は個人を対象として、「東京国際空港周辺海域における走錨海難防止対策について」等の指導啓発用資料を活用し、台風海難の防止に係る意識の高揚を図る。

【指導啓発用資料】

「東京国際空港周辺海域における走錨海難防止対策について」(東京海上保安部)

https://www.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/tokyo/anzenjoho/leaflet/pdf/haneda_soubyou_japanese.pdf

「東京湾における走錨事故防止対策」(第三管区海上保安本部ホームページ)

https://www.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/05koutuuenzen/kaikouhou/kaikouhou.files/leaflet/leaflet_Japanese.pdf

「台風と海難」(運輸安全委員会)

https://jtsb.mlit.go.jp/kai/bunseki/bunsekikohosiryono6_taihu/taihutokainantop.htm

「大型台風に備えよ」(「海と安全」No.566(H27.9.15)(公益社団法人 日本海難防止協会)

https://www.nikkaibo.or.jp/pdf/566_2015.pdf

「安全運航のいろは」(公益社団法人 日本海難防止協会)

<http://www.nikkaibo.or.jp/anzeniroha>

(2) 各種ウォーターアクティビティ(プレジャーボートを含む)

令和7年の東京地区の海難発生状況を見ると、船舶海難ではプレジャーボートの発生割合が全体の5割を占めており、海難種類別では、衝突、乗揚が過半数を超えている。

このような状況を踏まえ、プレジャーボートを重点対象船舶とし、衝突を防止するため、適切な見張りの徹底、乗揚を防止するため、自船の位置確認や事前の水路調査・潮汐確認に重点を置いた啓発活動を推進するとともに、機関故障等を防止するための整備点検・発航前検査の励行(海上保安庁等が作成した啓発リーフレット等を活用する)を促す。

また、東京港内においてSUPや水上オートバイ等のウォーターアクティビティユーザーが増加しており、東京地区の構成員が連携し、重点的に海難防止活動を推進する。

特に、水上オートバイについては危険航行の防止等の遵守事項制度の積極的な周知、

SUPについては知識技能不足又は気象・海象不注意による帰還不能防止、港内を航行する船舶との事故防止の徹底を図る。

その他、マナーに関する問題提起もあることから、東京港を利用する多くの人が安全かつ快適に利用できるよう「東京港の運河利用のルール・マナー」の周知活動を推進する。

①春の事故ゼロキャンペーン

例年、春の大型連休の頃から各種ウォーターアクティビティが活発化するが、プレジャーボート、水上オートバイ等の小型船舶にあつては、長期間使用していなかったために起こる機関トラブルや航行区域の水路調査不十分による乗揚海難等が増えつつあることから、春の各種ウォーターアクティビティが活発化し始めるシーズンを前に本キャンペーンを展開し、当該マリンレジャーに係る業界や愛好者団体毎又は個人を対象として、指導啓発用資料を参考にする等して、東京港の危険箇所の把握や事故防止のための遵守事項等が適時適切に実施されるように研修等を実施し、リーフレットやSNS等を活用した海難防止意識の普及啓発に努める。

【指導啓発用資料】

「海のウォッチングマップ」(関東小型船安全協会)

<https://www.shoankyo.or.jp/img/file134.pdf>

「旧江戸川河口を航行する皆様へ」(東京海上保安部)

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/tokyo/kouji/kyuedogawa.pdf>

「ウォーターセーフティガイド」(海上保安庁)

<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/watersafety/1>

「マリンスポーツ全般」(公益財団法人 マリンスポーツ財団)

<https://www.maris.or.jp/>

「PWC(水上オートバイ)関係」(NPO法人 PW安全協会)

<http://www.pwsa-jp.com/>

②夏の事故ゼロキャンペーン

例年、夏休みを中心とした夏季には各種ウォーターアクティビティが活発化し、プレジャーボートや水上オートバイ等の小型船舶の海難をはじめ、遊泳、カヌー、SUP等の各種ウォーターアクティビティに関連した海浜事故が多発すること及び例年「海の旬間」に併せて全国一斉に船舶海難等の防止に向けた「海の事故ゼロキャンペーン」が展開されることから、夏休みのシーズンに本キャンペーンを展開し、マリンレジャーに係る業界や愛好者団体や船舶の運航に関係する企業、団体、船舶等の職域等の単位毎に又は個人を対象として、海難防止対策が適宜適切に遵守励行されるようにリーフレットやSNS等を活用し、一般国民に対しても海の事故ゼロに向けた安全思想の普及・高揚を図る。

【指導啓発用資料】

「海のウォッチングマップ」(関東小型船安全協会)

<https://www.shoankyo.or.jp/img/file134.pdf>

「旧江戸川河口を航行する皆様へ」(東京海上保安部)

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/tokyo/kouji/kyuedogawa.pdf>

「ウォーターセーフティガイド」(海上保安庁)

<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/watersafety/index.html>

「マリンスポーツ全般」(公益財団法人 マリンスポーツ財団)

<https://www.maris.or.jp/>

「PWC(水上オートバイ)関係」(NPO法人 PW安全協会)

<http://www.pwsa-jp.com/>

③秋の事故ゼロキャンペーン

例年、秋季には岸壁・河口等からの海釣りやウェーディングによる釣りをはじめ、遊漁船を利用した海釣りが活発化し、釣り中の海中転落による死亡・行方不明事故が多発することから、秋の海釣りが活発化するシーズンに本キャンペーンを展開し、海釣りに関する業界や釣具店、遊漁船関係団体若しくは業者毎に又は個人的に、指導啓発用資料を参考にする等して、事故防止のための順守励行事項等が適時適切に実施されるようリーフレットやSNS等を活用した海難防止意識の普及啓発に努める。

【指導啓発用資料】

「ウェーディング中の事故発生」(東京海上保安部)

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/tokyo/kouji/weding.pdf>

「ウォーターセーフティガイド」(海上保安庁)

<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/watersafety/index.html>

「釣りのルール・マナーと安全」(公益財団法人 日本釣振興会)

<https://www.jsafishing.or.jp/thought>

「ミニボート安全ハンドブック」(一般社団法人 日本マリン事業協会)

https://www.marine-jbia.or.jp/pdf/miniboat_web.pdf

(3) その他

東京港においては、年間を通して工事・作業や貨物の荷役作業が頻繁に行われており、作業中の負傷事故が多い傾向であるため、東京地区の構成員が模範となり、社内教育等を通じて作業中の海難防止意識の醸成を図る。

また、マリンレジャーに伴う海浜事故は少ないが、東京海上保安部管内の東京都・埼玉県・栃木県・群馬県においては、合わせて2,500万人以上の居住者がおり、更には全国各地から多くの人が集まる地域でもあり、これらの人々が東京地区のみならず全国の海で事故に遭う場合があるため、不特定多数に向けた効果的な海難防止啓発として、デジタルサイネージによる啓発を推進する。

4 広報活動等の実施

海の安全運動が海難防止思想の普及と安全意識の高揚を図る国民運動となるよう、広報を含む活動は、海事・漁業関係者やマリンレジャー愛好者はもとより、広く国民一人ひとりを対象としたものとなるよう努める。

(1) 既存の安全情報の利活用の推進

海上保安庁がパソコン、スマートフォンで提供している気象・海象、海難発生注意海域、工事・作業海域等を掲載した「海の安全情報」サイトや事故発生等の緊急情報を電子メールで配信するサービス、さらに各種ウォーターアクティビティごとに推奨される装備品や必要なスキル等の安全情報を取り纏めた「ウォーターセーフティガイド」について、あらゆる機会をとらえて利活用を呼び掛ける。

(2) 広報活動

広報等は、次の①～⑤に掲げる媒体等を活用する。

- ①テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディア
- ②SNS等のソーシャルメディア
- ③地方自治体、関連団体、海の安全運動推進連絡会議構成員等が発行する情報誌及び社内報並びにホームページ等
- ④フェリー乗り場、フェリー・旅客船内等における場内放送、公共交通機関、ショッピングセンター等に設置されている電光表示板、デジタルサイネージ等
- ⑤官公庁、駅構内、マリンショップ、釣具店等その他国民の目に付きやすい場所でリーフレットによる運動への理解と協賛の呼びかけ

5 東京地区の構成員が連携した効果的な安全推進活動の実施

関係行政機関、関係組織・団体等と連携しての活動は、相乗効果が期待でき、効果的かつ効率的な海の安全運動の推進に繋がることから、積極的に実施する。

6 その他

(1) 活動状況の共有

各構成員が活動を行った場合は、活動状況の画像を添付し、日時、場所、イベント名、参加勢力等必要な事項をメール等によりその都度、東京海上保安部に送付する。

(2) 報告先

①電話・メールの場合

電話 03-5564-2022 ・ メール jcg-3tokyokoko1@gxb.mlit.go.jp

②郵送の場合

宛先〒135-0064 東京都江東区青海2-7-11
東京海上保安部航行安全課第一海務係

東京地区海の安全運動キャンペーン別 実施事項一覧

別紙

キャンペーン (期間)	重点対象	主な実施事項
通年	プレジャーボート	<p>【プレジャーボート】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衝突、乗揚げを防止するための適切な見張りの徹底 ・機関故障を防止するための点検整備・発航前検査の励行
春の事故ゼロキャンペーン (令和8年4月18日～5月6日)	プレジャーボート 各種マリレジャー	<p>【プレジャーボート】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門業者による定期整備の推奨 ・エントリーユーザーに対する発航前検査の徹底や自己救命策の確保指導強化 ・適切な見張りの徹底、船舶間コミュニケーションの促進、気象・海象情報の入手 ・航海計画の策定と連絡や故障時の備えと救助支援者等の確保 <p>【各種マリレジャー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カヌー、SUP、ミニボート、水上オートバイ、釣りや遊泳等マリレジャー愛好者に対して <p>「※ウォーターセーフティガイド」の機会を通じての周知及び啓発</p>
霧海難ゼロキャンペーン (令和8年5月11日～5月31日)	一般船舶(漁船遊漁船を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な見張りの徹底、船舶間コミュニケーションの促進、気象・海象情報の入手 ・霧中信号の励行及び安全な速力での航行
台風海難ゼロキャンペーン (令和8年6月10日～6月30日)	一般船舶(漁船遊漁船を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・気象・海象情報の入手 ・適切な錨鎖の伸出と常時アンカーワッチの励行及び安全意識の醸成 ・VHFの聴取 ・走錨事故防止ガイドラインや東京国際空港周辺海域における錨泊制限海域のリーフレットを活用した普及啓発
夏の事故ゼロキャンペーン (令和8年7月16日～8月31日) ※海の事故ゼロキャンペーン (令和8年7月16日～7月31日)	一般船舶及びプレジャーボート 各種マリレジャー	<p>【一般船舶及びプレジャーボート】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門業者による定期整備の推奨 ・エントリーユーザーに対する発航前検査の徹底や自己救命策の確保指導強化 ・適切な見張りの徹底、船舶間コミュニケーションの促進、気象・海象情報の入手 ・航海計画の策定と連絡や故障時の備えと救助支援者等の確保 <p>【各種マリレジャー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カヌー、SUP、ミニボート、水上オートバイ、釣りや遊泳等マリレジャー愛好者に対して <p>「※ウォーターセーフティガイド」の機会を通じての周知及び啓発</p>
秋の事故ゼロキャンペーン (令和8年10月1日～10月10日)	プレジャーボート及び遊漁船 各種マリレジャー	<p>【プレジャーボート及び遊漁船】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な見張りの徹底、船舶間コミュニケーションの促進、気象・海象情報の入手 <p>【釣り人等】</p> <p>「※ウォーターセーフティガイド」の機会を通じての周知及び啓発</p>

※ウォーターセーフティガイド：カヌー、SUP、ミニボート、水上オートバイ、釣りや遊泳などのウォーターアクティビティについて、誰もが知ってほしい情報をまとめた総合情報サイト

※海難の発生状況に応じて、効率的かつ効果的な運動を展開することとする

一般船舶、小型船舶の実施事項一覧

対象	実施事項	
全船舶共通事項	適切な見張りの徹底	
	船舶間コミュニケーションの促進	AIS、VHFの活用
	気象・海象情報の入手	テレビ、ラジオ、インターネット、海の安全情報の活用
小型船舶	自船の安全確保三か条	定期整備・発航前点検の徹底
		故障時に備え救助支援者の確保
		航海計画の策定と連絡
	自己救命策の確保(命を守る三原則)	救命胴衣の着用
		連絡手段の確保
		海上保安庁の緊急電話118番

マリンレジャーの実施事項一覧

対象	実施事項	
マリンレジャー全般	無理をしない	健康管理の徹底、自己の体力と技術に応じた活動
	気象・海象情報の入手	テレビ、ラジオ、インターネット、海の安全情報の活用
	小さい子から目を離さない	
	自己救命策の確保	救命胴衣の着用
		連絡手段の確保
海上保安庁の緊急電話118番		
遊泳	飲酒後の遊泳禁止	
	監視救助体制の整った海水浴場の利用	
	悪天候時及び飲酒後の遊泳禁止	
	離岸流、引き波、土用波に注意	
	大型浮具による漂流に注意	
	4点セットによるスノーケリング(用具の適切な使用と慣熟、ライフジャケット等による浮力の確保)	
釣り	立入禁止場所に入らない	
	単独行動をしない	
	釣行計画を第三者に伝えておく	
その他	各ウォーターアクティビティにおける適切な装備と基本的なスキルの習得	
	ウォーターセーフティガイドの利活用	